

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和五年十月十日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和四年十一月十一日奈良県指令建第一一〇一九三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年十月二日建第一〇一九九号

公共施設に関する工事の検査済証 令和五年十月二日建第五八五一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字橋本四二三番一の一部、四二三番二の一部、四二三番四の一部及び五五

五番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字東新堂三二五番地の一

西武建設株式会社 代表取締役 國澤英明

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字橋本四二三番一、四二三番二、四二三番四及び五五五番一の各一部

下水道 桜井市大字橋本五五五番一の一部

水路 桜井市大字橋本五五五番一の一部